

ん、こういうことに論理は発展して行くと思しますが、どうでございましょうか。

○衆議院議員(永田亮一君) 特殊学校のことはどういう実情のものがあるかよく存じませんが、或いは特別に扱わなければならるものがあるのかも知れません。併し私は今そういう問題を取上げておるのではございませんが、若しもその盲ろう学校について小中学校を高等学校なみに取扱うということになりましたあとで、若しもそういう特殊な盲ろう学校だけをそういうふうにしたければ、ここもそういうふうにしたほうがいいんじやないかという議論が出て来れば、又そのときには研究されただいいのではないかと考えております。

○松岡平市君 例えば困難を生じておるものは、高等学校の附属小中学校といふものは非常に困難をこれから生じて来るんじやないか。高等学校の先生が中学校或いは小学校の先生を兼ねておるとか、中学校の先生であつて高等学校も同じく教えておるとか、同じ校内、同じ機構の一ヵ所の中にある、そこで高等学校のほうに籍がある人だけは特別の待遇を受けるというようなことで非常に困るんじやないか。附属学校において少くともそういう同じ屋根の下におる人で、そうして多くは資格は違わないわけであります。私の知つては、高等教育の水大学といふものは附属が設置されているわけであります。小学校の先生もこれは中学校若しくは殆ど全部が高等学校の先生になる資格を持つてゐるけれども、ああいう学校の性質上中学校或いは小学校の先生のままでやつておられるわけであり

ます。高等学校のほうにも教職を同時に併せてとつてある。こういう事態があるので、こういうものは高等学校なみに全部しなければならないのじやないか。盲学校らう学校についても高等学校部のあるところでは中学小学に定員上籍があつてもやはり同様な待遇をしなければならないのじやないか。こう思うけれども単に小学校中学校だけある所は、

これは必ずしも今日の段階においてそろいふうにしなければならんというふうに必要性は少いのじやないか。ところが今御説明を聞くと盲学校らう学校は教育が特殊であるということから、これを全部高等学校なみにするのは筋を通じて全部やらなければいけないふうに思はうわけです。そういうふうにしなればならないのじやないか。これらも単に小学校中学校だけある所は、

これは必ずしも今日の段階においてそろいふうにしなければならんといふふうに思はうわけです。そこで他の特殊の児童を扱う場合に盲学校と同様の苦労をされ、又同じように必要性は少いのじやないか。ところが今御説明を聞くと盲学校らう学校は教育が特殊であるということから、これを全部高等学校なみにするのは筋を通じて全部やらなければいけないふうに思はうわけです。そういうふうにしなればならんといふふうに思はうわけです。それで、これが設置されている所は、

これは必ずしも今日の段階においてそろいふうにしなければならんといふふうに思はうわけです。そこで他の特殊の児童を扱う場合に盲学校と同様の苦労をされ、又同じように必要性は少いのじやないか。ところが今御説明を聞くと盲学校らう学校は教育が特殊であるということから、これを全部高等学校なみにするのは筋を通じて全部やらなければいけないふうに思はうわけです。それで、これが設置されている所は、

やはり教育が特殊だから高等学校の先生の待遇をしなければならんという議論が派生して来るのだと私は思うので質問をしているわけであります。大体お考えになつていらつしやることはわかりましたからこれより以上の質問はやめたいと思います。

○岡三郎君 関連して、今松岡さんの

ほんから大体質問があつたわけですが、前の給与法の改正によつて俗称三本建が制定されて一月一日から施行になります。まだ一遍も施行していない法律をここで修正して行くわけであるから、非常に複雑があつたことは「一目瞭然だ」と思ひます。併しそういうことを言つてもしようがないので、今問題になつてゐる盲学校らう学校養護学校に勤務する校長、教師、養護教諭その他人事院規則で指定する職員についても盲ろう学校のことだけを考えています。

○衆議院議員(永田亮一君) 実は私は賛成してもいいと思う。但しやはり給

与といふものは公平に支給されなければならぬ、そのときごの勘定とかそれなりますと、これに類似した精神薄弱児のときごの都合によつて左右されるとこなんです。そこで理窟が通る所は筋を通して全部やらなければいけないふうに思はうわけです。それで、これが設置されている所は、

これは必ずしも今日の段階においてそろいふうにしなければならんといふふうに思はうわけです。そこで他の特殊の児童を扱う場合に盲学校と同様の苦労をされ、又同じように必要性は少いのじやないか。ところが今御説明を聞くと盲学校らう学校は教育が特殊であるということから、これを全部高等学校なみにするのは筋を通じて全部やらなければいけないふうに思はうわけです。それで、これが設置されている所は、

これは必ずしも今日の段階においてそろいふうにしなければならんといふふうに思はうわけです。そこで他の特殊の児童を扱う場合に盲学校と同様の苦労をされ、又同じように必要性は少いのじやないか。ところが今御説明を聞くと盲学校らう学校は教育が特殊であるということから、これを全部高等学校なみにするのは筋を通じて全部やらなければいけないふうに思はうわけです。それで、これが設置されている所は、

り高等学校の設置されている附属において。こういう点について提案者の一つです。

○衆議院議員(永田亮一君) 仰ろうあ

○岡三郎君 普通の学校で高等学校の俸給表を適用するということについてどうお考えですか。

○衆議院議員(永田亮一君) 普通の学校におきまして小中の先生でもいは高等学校的教科を受持つていれば、高等学校の俸給表を適用するには差支えないかと思います。併し小中だけの教科を受持ついる先生は、やはり高等学校とは別個に扱うべきものであると考えます。

○岡三郎君 その点については非常に問題がありますので、おつて文部大臣にも教員の給与全体についての質問

の中でしたいと思いますが、私の言

わんとするところは、結局学校の職務

の内容によつて区別をつけるというこ

と自分が非常に混乱を起して、これは

教職員組合を云々する前に都道府県の

教育委員会或いは市町村教育委員会等

においても、この問題において異動等

が難渋を極め、非常に又人事院規則等

で複雑になつて來ているということか

ら、何とかこういうものを改善しても

らいたいというふうな要請が私は非常に多いと思つてゐるわけであります。

そういう点で将来こののような多岐に分

られた俸給表といふものは、給与政策か

らいつても非常に複雑で好ましい傾向

ではないと思う。そういうふうな点から教員の俸給表を適用するわけではあります。従つて特別職の職員の給与は

いかうに考へておられるのが好ましいと

いうふうに考へておられるわけでありま

す。こういう点について提案者の一つ

で仰ろう学校の分につきましても別の

俸給表を作るわけではなくして、高等

学校のいま三本建てのうちの一つの俸

給表に包含する、こういうふうに提案

をいたした次第であります。

○岡三郎君 どうもちよつと質問がお

わかりになつておらんと思うのです

が、将来この教員俸給表といふものを

大所高所からもう少ししつきりしたもの

にするよう御検討を要する私には

思ひうであります。今のところは、だ

んだん付加えて行くとしまいには筋の

通らん部面とくもののが非常に出て来

たようなときには改善して行かにやな

に行するような傾向のあるものについて

は十分再検討する必要があるのじやな

いかということを言つてゐるわけであ

ります。そういう点について盲ろう学

校の問題についてのお答えがあつたわ

けですが、時間も非常にありませんの

でここら辺で一つ質問をその面につい

ては打切りますが、この修正案の盲字

をとめて下さい。

午前十一時五十分速記開始

○委員長(村尾重雄君) ちょっと速記

をとめて下さい。

午前十一時二十二分速記中止

○委員長(村尾重雄君) 速記を始めて

下さい。ほかに御質疑のかたはありますか。……なければ次に移ります。

○政府委員(田中不破三君) 松原委員

から恩給者についての御同情の觀点か

ら只今御質問を頂きました。松原委員

はかねくから恩給者についての非常

な御理解の深い御認識を持つておられ

ますし、私どももしばくお話を接して

おりまして、恩給者については今回

におきましても勿論松原委員のお話の

通りにその老後の生活の安定という観

点から、努めて(委員長、答弁者は審

議の引延しをやつてゐるぞ、注意し

る」と呼ぶ者あり)只今の御趣旨のよう

いたしたのでありますけれども併

し遺憾せん、諸種の事情から現在おり

いるわけではございません。ただ御承

知の通りにもう近く来年度予算を編成

し決定をいたさなければならぬので

ござりますが、御承知の通りに今度

の給与ベースに基きます国家公務員

保険厅職員給与法の一部を改正する法

律案、一般職の職員の給与に関する法

律の一部を改正する法律案(衆第二号)

公報掲載の通りの案件を全部議題とし

たします。御質疑のあるかたは御発言

を願います。

○松原一彦君 田中副長官伺います

が、この給与ベースの改訂に関する御

提案になつた御趣旨はほぼわかります

が、これに関連いたしまして伺いたい

ことをこれから申述べます。

国家公務員法の示すところによれ

ば、この国家公務員といふものは現職

委員会で講つて、解説がまらくにな

らないようなものにしたいということ

と併せて改めて修正をするとするな

らば、修正条項の中に先ほどそうすべ

きであると言われたところの特殊学級

に従事している職員を附加してもらひ

たいと私は思うのですが、如何ですか。

○岡三郎君 そうするとその点が明確

になりましたので後刻一つ修正をこの

委員会で講つて、解説がまらくにな

らないようなものにしたいということ

と併せて改めて修正をするとするな

なくして、退職後における生活保障も

なくして、退職後における生活保障も

その百七条、第八百八条によつて明らかにされているのであります。然るに

この給与改正の際に特に政府が恩給に

は及ばないといふことをば言明せら

れた理由を伺いたい。

○松原一彦君 補正予算においては別

に御考慮には及ばないものと私は信じ

ます。何となればこの補正予算は一月

以降のベースアップでありますから、

これに恩給をスライドいたします

に御考慮には及ばないものと私は信じ

ます。何となればこの補正予算は一月</

の増額分等を見ましても、来年度に及ぶまする影響は四百億を上廻るといふような状態でござります。従いまして差当つて迫つておりまする来年度予算の編成ということを考慮に入れますときには、来年度のいろいろの支出を考えますると、到底この恩給者にまで手を差伸ばす余裕がないと考えられたのでござります。従いまして只今お話の通りに今後におきまして日本の諸経済が立直り財政の余力も出ますということになりますれば、これは又別問題でございます。

○松原一彦君 曾つて国家公務員法が制定せらるる時分にも、一般公務員の給与は社会の水準に比べるといふと低い、併し日本の公務員には恩給制度と称いうのがあって、退職後の生活も保障してある。これがGHQあたりの意見でもあつたように私は承わつておる。従つてあの当時アメリカから権威と称するマイヤース氏が来て人事院から政府にも勧告をして、恩給は公務員の給与の増加に従つてスライドすべきこととをば明らかにいたし、人壽院では曾つて試案を発表してこれを法制化するところまで参つておつたのであります。で國家公務員法の第八条によりますると「退職又は死亡の時の条件に応じて、その後において適当な生活を維持するに必要な所得を与えることを目的とするものでなければならぬ。」というのが恩給制度の基準になつておるのであります。で現職者の生活を保障することは勿論当然でありますが、これに付隨して退職後の適当なる生活を維持する必要な所得を与えるといふ、この条件を無視して現職者だけのベースアップによつて一時を糊塗せら

れようとはすることは、私はすることのない落であると思うのであります。今一つの財政状態で給与面が増加しますことは、私は私も非常に心から憂うる所以であります。それならばここに別途の措置が講ぜられるべきものであると思う。之を憂えず、ひとしからぞ憂うるのであります。若しそれほどに政府が無理工面をして米の値段を上げ、消費者価格をつり上げ、更に税金のはね返りを三割も見込み、なお明年度におきましては諸物価が二割も高騰するような因を作り、郵便料金、汽車料金、賃等の引上げが予想せられております。また無理をして公務員給与を引上げて、而もこれに附隨する零細なる三分の一以下の恩給を受給している人々……私は片手落ちであると思います。それ故大部分は邊族であります。こういふ人々を顧慮せられざる今回の御措置は、私は片手落ちであると思います。それ故ならば別個の措置を講じて、昭和二十一年に出されたような恩給釘着け法案、恩給は今後千三百円ペースによつて支給するといつたような法案をお出しになるのかどうか。それでなければ今回のベースアップによつて増額せられた人々が明日にでも退職すれば、そのベースにおつた者とこれまでに退職した者との間に非常な大きいアンバランスが生ずる、大きな不均衡がここに発生する。それを抑えるためには恩給釘着け法案をお出しになる気持をお持ちになるのかどうか。そういう構想があるのかどうか。私が伺いたいのは、決して無理をしてまで私どもはこの消費生活をやつておる人々の給与をば高めようというほどに強引な要求をするものじやございません。併し物価を引下げ負担を軽からしめ、米の消費価格等

の操作によつて一般給与を受ける者に対する外の国民大衆の生活を安定するといふ方途の下に、私はこういうベースアップ等も考慮しなけれどやならんものだと思う。非常な無理を行つて、辛うじて現職の人々の給与はこれを高めてこれが精一ぱいである。あとは知らんのはすこぶる不合理であると思う。そういうことはあり得るものじやない。そういう政治は決していい政治じやない。大きな組織を持つたる組合の要求に対する意気地なく頭を下げて、組織を持たざる国民大衆、この生活がインフレの高進によつてます／＼苦しくなつて行くという要因をどうして政府はお作りになるのか。あれほどインフレの抑制を呼号して災害復旧予算すらも抑えようと団られた政府が、一面かくのことき増額案を提出されまして而もそれが片手落である。大きな不平が組織労働者以外からは鬱然として起つて来る。中小企業の従業員、又社会福祉事業に従事している者などは非常な薄給でやつておるのであつて、而も財源がないためにこれに伴つて上げることができないであります。併し要求は熾烈に起るであります。組織労働者だけの要求によつて政府が無理工面をして一面を糊塗する。その半面には国民大衆は勿論この二百万の軍人、五十万の受恩給者という者は捨てて顧みられない。これは私は対政であると思う。もつと根本に対策があるはずだ。

隨しての公務員法に示してある退職後
の適当なる生活を維持するに必要な額
得としての恩給を、恐らく今後は恩給
というような封建的な名称はなくなつた
て公務員退職年金法となるであろうと
思いますが、公務員退職年金法となれば
恩恵でもなければ何でもないのであ
ります。当然の権利として受けべきもの
のであって法を改めない限りは、今日
當識となつておるベースアップに伴う
恩給のスライドアップというものは、
当然政府はこれを堅持してお進みにな
らねばならんものだと思う。この点に
対する田中副長官の御所見を伺いたい
のであります。

ということをこれ又政府としてなきなればならん当然の義務かと存するのであります。勿論これによつて或いはインフレの懸念があるのではないかといふうなお考えも出て参るかと思ひますけれども、私ども政府といたしましてはインフレの高進、インフレが幾分でも搔頭して来るということにつきましては諸般の政策から十分これを抑制するような措置をとつております。従いましてこの給与の引上 자체におきまして日本の物価高騰を促進するというふうには政府は考えておらないのでござります。

す。又その努力をしなければならないと思つております。ただ現在におきまして、誠にお話の通り片手落だといふ感はいたしますが、恩給者にまでこの手を差し延べることができなかつた点を、どうぞ御理解頂きたいと思うのであります。

〔松原一彦君〕 私が恩給者だけを擁護するようにお取り頂きましては、非常に遺憾であります。私は今の日本の国民生活全般の上からみて非常に無理がある。恩給を今引上げるという、現職公務員のベースと同様にやるとしますれば、軍人恩給は六百億に近く明年になります。今年は九ヶ月予算でありますから、四百五十億、明年は六百億に近くになりますから、而もこのベースは八千七百円くらいのところで計算されておる。これを一万五千四百八十四ペースにしますと四割二分くらいの増加になります。しますと概算にしましても二百億円以上のスライドに要する費用が要る。文官にしましても、辛うじて一月から一年ずれての是正が行われている。これでもなお且つ三十五億円以上的是正の費用が必要のです、スライドの費用が。従いまして恩給総額からいと一千億円を超える。これができないことは、私は非常に困難であることは十二分に承知いたしております。この困難が附隨する因に対ししての御考慮がない。いや、現職だけは上げるが、退職者に対する考慮は做不到で、然らばその困難な因を作つて、そうしてインフレを促進する、これは明瞭です。これだけの給与が上れ

ば、中小企業は勿論、一般的の者の給与が上らざるを得ない。無理な面を押して上げる政府は財源をお持ちになりきしよう。無理をすれば政府には財源がありましようが、一般の国民、使用人を使つてはいる中小企業等においては財源がない。先に申しましたように、村委会事業等におきましては窮屈の極に達している。そうして一方にます／＼島進させるインフレの原因であります。だからして私はこういう際には涙をのんで一応ベースアップの抑制ということを、実質賃金の充実の上からみて御考慮になるのが至当だと思う。これは人気を得るための言葉ではあります。殊に組織労働者の諸君からは、こういう言葉は頗る忌まれますけれども、併し実際上の生活はます／＼苦しくなり、今回は私どもの計算によるところ、このベースアップによつて一千八百円のベースが上りまして、実際上の実質賃金の値上がりは極めて微少であります。そうします／＼明年からは生活が苦しくなり、電車賃も上ります。ガスも電気も皆上ります。極く少數の者はそれで救われるかも知れませんが、救われる部分は極めて僅かな者であつて、救われざる者のほうが大多数であることをば、私は遺憾に思う。だからして恩給をスライドせよといふことではなくて、恩給のようなもののスライドもできない因をわざ／＼お作りになるところの政府の態度を、私は疑うのです。但し田中副長官が今情勢の変遷に応じて当然やるべきことはやがて考慮するが、暫く我慢しろとおつしやるなら、その意を諒としまして、私の質問を打切ります。

いしたいのですが、昨日から今回の給与改訂について謹々御説明になりまつたが、どうも根拠が私どもまだ納得が行かない点があるのですが、昨年までの給与改訂では、政府の根本方針は民間給与の値上がりとか、CPSの値上がりを算定して、その通りに給与ベースの改訂を行なつたのであります。二十六年におきましては十月一日から一七%の値上がりがあつた。二十七年度ではCPSは一八・三%という値上りなんだ。而も二十八年度の一月一日からは米価が約六十円十キロで上るのだから、ガスも値上がりになるのだ、地代家賃等も値上がりになるのだ、それらも含むと、それは二・三%になるのだ。だから人事院の勧告よりも、そういう点で十八歳の成年男子では百円くらいは勧告以上にCPSが上るのだからと、いうような思いやりまであって、非常に細かい計算をしてベースアップをきめられた。今年のベースアップは人事院の七月十八日の勧告をその通りに実施しているのだ、そうして二十八年度の一月一日に比べると九・三%の値上がりだというだけの説明で、去年、一昨年までやつた非常に精細な説明というものは一つもやつていない。そうして今度大蔵省から出された資料によりますと、九・三%のうちで中だるみのは正の分と、そうしてこの給与改訂に便乗して地域給の一段階縮小をやつた。その経費を抜くと、僅かに四・四%という、一人当たり六百二十九円と、一律のベースアップになつて、今松原委員が言われたそれさえも差引けば、税のはね上りなどを差引けば、何もならなくなる。昨日も指摘したが、四級の四号で一級地にいる人は、二人世

帶で僅か二百二十八円なんだ。そのうちから米の値上り、運賃の値上り等を引き、税のはね返りを引けば、マイナスになつてしまふ。そういう不均衡の問題が出て来ている。私は今になつて財政の上から、どうしてもこれ以上は出ないのだというなら、公務員は私は我慢してもらうより今仕方がないのでないか。併しただ財源がないから、そのまま我慢をしろというのでは、私は政府が無為無策と言われても、これは止むを得ないのだ。こういうわけでも、こういう点で今はできないのだ、今後においては何とかして不均衡の是正もやり、退職以後についても政府は適当な生活の維持のできるような恩給制度を考慮しているのだというようなことを政府は進めているから、この際は我慢してくれというような方法を私はとつてもらいたい。ここで恩給制度については、人事院は長い間の研究の成果を先般国会と政府のほうに勧告して成るべく速やかに実施するようになります。できるだけ速かに私は合理的な退職年金制度を実施してもらつて、現在公務員の給与の足りない部分も、将来について代償として生活が維持できるような制度を政府は考えるのだと、ということを、はつきり態度をきめて頂きたい。

諸般の事情から給与ベースはなお検討を続ける、諸般の事情とは何かといふことを質問したときに、これは行政機関構の改革等も関連しておると、理財府に人がないから研究はしないのだ。田中官房副長官はいろいろ研究したが、この間聞いてみたらどうなお話だが、この間聞いてみたら何もやつていない、人手がないから殆んど研究していない、見送っているだけだと……。私は昨日人事院の給与準則長に質問したのですが、一体行政機関の改革と給与準則とのどこに関連があるのだ、そう大した重大な問題ではないはずだ、そして給与準則を実施する頭打ちの是正等に対し非常に多額の経費が必要のかと言つたら、それは四十七万五千くらいの人のうちの一八%くらいの人、五万二千くらいの人の僅かに要る経費は二億数千万円に過ぎんのだ、人事院としても、そう大した重大な問題ではないのだから、できるだけ早く政府としては実施してもらうことを、人事院としても希望しておるのだ、という答弁もあつたようございますが、昨日田中副長官は検討するのだ、私はこういう問題は、是非給与体系の合理化のためにも、そろはかに重大な影響もないのならば、今回の通常国会においては、長い間人事院でも研究した成果なんですから、多少修正する点も政府の考え方としてはあるかもわかりませんが、是非とも通常国会においては出す準備をするのだ、というようなことを、はつきりきめて頂いて、そして足りないながらも、こういう給与ベースでやむを得ないから、公務員は我慢してもらいたい、まあ諦めらるというか、その代りには給与準則もやるし、退職年金制度

六

できるだけ早い機会に実施する用意をしておるのだということを、この機会に副長官からはつきり説明をして頂きたいと思います。お考えをお伺いいたしたいと思います。

○政府委員(田中不破三君) 溝口委員
から御質問の通りで退職年金の制度、

それから又只今の給与準則、いすれば人事院の勧告に接しておるわけであります。退職年金の制度につきましては、まあ勧告が最近になされたばかりでございまして、この点まだ十分の検討をいたしておりません。勿論検討の

ための会合は数回に亘りて持つておりますが、勿論十分な検討が終つておるわけじやございません。併しいずれにいたしましても、新しい退職年金の制度といふものにつきましては、これを説明の通りにいろいろの觀点から整理して行くと、う三事が必要であらう。

この点もまあ否定する考え方も出て来るるのであります。それでは新しい勧告の年金制度と、どうものが果して合理的な仕事で得ることか必要であるかと思ひます。只今までの制度につきましては、果して十分と申しますか、相當完璧であつたかといいますと、この点もまあ否定する考え方も出て来るのであります。それで新らしい勧告の年金制度と、どうものが果して合理的

給与準則につきまして、昨日千葉委員にお答え申しました通りに、過去において、これは熱心に数回の会合を持つております。持つてその会合の席上で熱心な質疑応答をいたしております。ですから研究がそのままになつておるとかいうふうなことではないので

うるもの、何分にもの、ありますから、やらなければならぬと思つております。

先般緒方副総理は二十一年度の予算編成に対する構想として、人員整理を一割することに政府はきめておる。人事院は廃止する方向をきめているんだ、そしてその人事院を廃止した以後は、人事委員会を総理府の外局に設置する。人事院は二月二十日、(人事院は)廃止され、(人事委員会は)設置される。

する。総理府の内局には人事局を設置して、人事行政の運営に当らせるのだと、というようなことを発言をして、いたられたのでございます。人事院の廃止の問題は、すでに昨年の夏の国会においても、行政機構の一環として政府は提案されつゝですが、それは御承知の通り

行政改革本部でも、人事院の廃止の問題は一番初めに採上げられたよう、新聞等においては拝見をいたしていただけますが、そこで人事院が解体した以後について、政府の国会等における発言等を総合して考えると、人事院の勧告の制度が限界点に達しているんだ、だから今後においては、もう人事委員会等においては国会に対する勧告等は大体なくすような方向で行っているのではないか、政府だけで給与

問題は、八月の十六日くらいだったときめてしまふようなことに。そこで思いますが、読売新聞に大きく報道されていたのは、人車院解体と同時に、国家公務員には団体交渉権を与えるん

だ、人事院の勧告制度はなくして、政
府で給与をきめるけれども、國家公務

員には団体交渉権まで与えるような構想で考えておるのだというようなことが出ていたのでござりますが、これは只今伺つても非常にむずかしい問題かと思いますが、方向として、どうも最近の方向は服務紀律も厳重に縛り上げ

て、給与も政府の思うような方向で行くのだ、まして公務員に団体交渉権を与えるというような態度は観われないのでござりますが、新聞等にそういう報道が大きく出ておりました。今後どういう方向に行くかということは公務員にとって非常に心配の事である。

員としては、非常に関心を持っています。問題であろうと思うでござります。政府として検討中だという御答弁があるかもしれません。その点について田中官房副長官の御所見をはつきりこの場合でお伺いいたしておきたいと思います。

○政府委員(田中不破三君) 溝口委員の御質問の中に、新聞紙上に掲載されました事項等も引用されましての御質問でございましたのですが、御承知の通りに、只今行政機構の改革は臨時行政改革本部を設けまして、ここで審議をいたしております。そしてその経過におきましては未だ曾てそういうふうな臨時行政改革本部の行政組織についての決定事項というものを発表したことではないのでござりまするから、新聞紙上に掲載されました事項については、行政改革本部も政府も

何ら責任を持つわけには参らないのであります。と申しますのは、行政改革本部におきましては、いろいろと審議はいたしておりますが、未だその行政組織そのものについての決定的な

案というものは御承知の通りにございません。そして人事院で関しましての

特に御質問がございましたのでございまするが、これも臨時行政改革本部の副本部長としての塚田さんなり或いはその他の方々から、人事院と意見を交換されたのだろうと思うのであります。正式な書面として或いは口頭でも、正

式の行政機構の改革はこのようになります。だといふような決定案といふものは、まだ持ち合せていないのであります。併し先づ各省或いはその他と折衝をいたしまる一一番最初に取上げられますものが、總理府なり或いは人事院なりとするが、どうやら（後者）によつて、各省によ

人事院の意向を或いは聞かれたかも存
じません。併し又今お話のあります
る通りに、こういう決定案ができたか
らといふわけでもないと思います。

されにしましても、只今一度溝口委員からお話を通り審議の過程でございま
す。そうして最終案的なものが文字とな
つて現われたものでもないのでござ
いまして、その都度、副本部長の意向
に従いまして、みなさんの意見を聞いた結
果に従いまして、今後漸次各省の意向
を聴取されることだらうと思います。
まことに申上げ得るほどの内容の決
定いたしまして人事院が一休廃止になるの
か、或いはそれに代るものはどうなる
かというようなことに関しましては、
まだここで申上げ得るほどの内容の決

○溝口三郎君 只今人事院の廢止の問題等については何ら決定していないのだといふ御答弁でありました。これが定というものはみておらないのであります。

は四日の衆議院の予算委員会で、緒方副総理が政府を代表して、日本田北

閣議決定が政府を代表して、日本自由党の河野議員に対する答弁として、この補正予算を通過する条件として声明をなされた。我々はもうすでに政府ははつきり人事院は廢止する方向にあるのだということを声明せられておると考えておるのであります。

そこで私の申しましたのは、只今田中副長官からまだ構想はわからないと申されました。これが今のように勧告も何も取つてしまつて、給与は国会にも勧告するような制度がなくなるのだ、そうして政府が勝手にきめて、而

も服務紀律は厳重に繰り上げて、戦前の人事行政に逆行するようなコースを辿つておるのだという方向と、或る新聞の報道によれば、国家公務員にもつと団体交渉権を与えて、そうしてどこのまでもそういう交渉をやつて、その間で商談なうの本筋を見出さようの方

もう一つ伺いたい。これは先ほど私が申上げましたように、二十九年度の算編成方針は、政府は七十三万人の国家公務員の一割を人員整理する決心にということを、副総理は声明しておきました。

られたが、それと関連して人事院のことを言うたが、あれは政府の声明じやない。だろうという御答弁だつた。恐らく私は一割だから七万五千人になる。その上下どうなるかは、塚田行政管理庁長官もまだ決定してないと言つたが、政府も昨年以来、行政整理を言うたので、大体は見切りをつけて、三、四万だろうということを考えておられるような結果になつておるのぢやないか。そこで一つお伺いしたいのは、十一月から制度をこしらえた特別待命制度、十一月から十二月までの間に待命を希望するものは申出ると言つたら一人もなかつた。そうして又一月の末までに期間を延ばした。そこでこの待命を申出たものは一年間遊んでおつても給与をみな出してやるのだ。来年の四月になると、又立法制度をやつて、そろして遊んでおつても一年間は給与をやる。有給失業者のようなものをこしらえるようなことを行政整理と関連して政府は考えておられるようあるに見える。どうもほつきりしないのは、塚田行政管理庁長官の衆議院の答弁等によりまして、一人経費が二十二万円くらいかかる。退職賃金は十円くらいかかるから、一人整理をすると十円くらいで、七万五千人やると、百億の経費節約になるからそれをやるつもりだということを言つておるが、待命制度なんといふものを本当に政府はお考えになつておられるのかどうか、その点をはつきりお伺いしたい。殊に行政整理と関連して、四月以後は恒久立法にするようなことを言うておる。そういう点について御答弁をお願いいたしたいと思います。

○政府委員(田中不破三君) この前の臨時国会のときに、この委員会でも御説明したかと思いますが、特別待命制度は政府としては考えております。何とかしてその成果を挙げたいと思っております。御質問の中にありました通り、まあ自発的意図によりまして、人員過剰部分と想定される人員を努めて任意的にこれによつて整理し得るならば、比較的行政整理も助かるのじやなかろうか、非常に大きな摩擦を起きさせてしまうのではないかという観点から、この制度がすぐ成果を挙げるようにならしたいと考へております。

午後二時三十三分開会

○委員長(村尾重雄君) 休憩前に引続き会議を開きます。

らえるようなことを行政整理と関連して政府は考えておられるようなんうに見える。どうもはつきりしないのは、

疑いたしました事項に関連する質疑で
すが、今回提案されました改正案の中
には触れておりませんが、この前にも
お話を申上げましたように、昨年の国会
において殆ど審議を試すに通過いた
しました給与法の中に含まれておりま
した問題についてお尋ね申上げるわけ
ですが、保安庁の職員に対してはそれ
ぞれの本俸計算の仕方が一般職の職員
或いは他の特別職の職員と異なつた方
式をとつておるわけでございます。本
俸の計算の中に、勤務地手当であると
か、或いは超過勤務手当であるとか、

乃至は又幹部以外の職員に対する勤務手当等、これら要素が本俸計算の中に積算されておるわけございます。そこで問題になりますことは、幹部等の場合には、超過勤務手当とか、特殊勤務手当、こういふ場合でも実は問題があるところでございまして、幹部等の場合には、超過勤務手当の分としておおよそ一二%程度の、厳密には一二・一%という計算になつておるのでござりますが、この分が超過勤務手当に代るものとして本俸の計算の中に積算をされておる。この場合でも実は問題があるところでございまして、超過勤務をするかしないかという問題、従つて又命令による超過勤務を行わざる者に対して超過勤務の手当を本俸の中へ平均してこれを打ち込んで置くというやり方自体についても問題のあるところであります。ところが、昨年末における保安庁職員給与法の改正に際して、超過勤務手当を平均して本俸の中へぶち込んで置いたその職員等に対して、今度は一般職の職員に対する給与法第十条二項の設定に伴つて、管理職に対する俸給の特別調整額制度が設定をされた。これは御承知の通り、この方法を通じて、一般公務員等に対する、特に管理職に対する超過勤務手当を支給していくなかつた職員に対して、超過勤務手当に該当するものを支給することにする。で、この場合における一般職の職員の超過勤務手当についての予算額は、おおむね俸給額、それから勤務地手当の一三%が計上されておりましたのに、この制度が設けられます。当時、私どもの委員会におきまして、管理職に対する超過勤務手当に代る特別調整額制度の設定は、根本の考えにおいて賛成できました。元来、超過勤務手当は、超過勤務を命ぜられた

職員に対して、その勤務に対しても支払うものであつて、管理者がみずからの方針に基いて居残りをすることが生じつても、これは超過勤務を命ぜられた職員の場合の条件とは著しくその内容において異なる筋合のものだ。従つてそれに對して超過勤務手当を支給されると、ということは不當である。若しも仮にそれを設定するということになつた場合でも、一般職の職員に對して支給される本俸・勤務地手当の一三・六%平均を超えるものであつてはならない。
そういう質疑応答が行われて、これに對する当時の人事院からの答弁としておる本俸・勤務地手当の一三・六%平均を超えるものであつてはならない。このことは、自分のはうとしては勿論一三・六%を超えるものであつてはならないと考えている、こういう答弁が明確にあつたのです。ところがこの一三・六%を超ゆべたからずといふ特別調整額制度の設定を人事院規則にゆだねてあるその支給割合を決定しまする際に、私どもの承知いたしておるところでは、人事院は国会において答弁した通りの意見に終始したのですが、いろいろな事情から、これは公式には発表できなかつた経過があるそ�であります。いづれは政府からの職引の横槍が来る、或いは又大蔵省關係、特に高級官吏からのいろいろな意思表示等が行われた結果がどうかは知りませんが、いづれはそれらの条件を含む事情の下で出来されました人事院規則は、最高二割五分、一般の職員に對しては、実際上超過勤務を命じても予算額に縛られていて、完全に支給が行われないといふという条件があるので、そうして一般が一三・三%という支給額で拘束されている状態の中で、事務次官のごときは、超過勤務手当に代る特別

調整額として、本俸と勤務地手当の二五%を支給されている。実にあくまどいやり方だと言わなければならぬと思うのです。ところが今回この問題については、人事院のはうから、この二割五分は高額に失するから、これを二割にするべきであるという勧告が給与規則の中に出されているわけでござります。この場合の二割五分というのは事務次官で、その他の局長、あるいは部課長等は、それも、その支給割合が、人事院規則でその支給割合は、事務次官よりずっと下廻る計算で割合が決定されていることは、加藤人事局長も御承知の通りでございます。ところがそういう一般職の状態に対応して、保安庁の職員に対する超過勤務手当を本俸の中に積算している。保安庁の職員に対して、この特別調整額以外の設定に便乗して、更に超過勤務手当に該当する特別調整額の支給を決定したということは、決定自体は勿論のこと、その決定した特別調整額制度自体を、一方では本俸の中へ積算をしておいて、一方では今度は別に特別調整額に該当する支給割合を決定して、これを持ち出して來た。ところが、そういうやり方をすると、一般職の職員に比べて、著しく保安庁の職員に限つては有利になるという条件が出て参ります。その超過勤務手当を本俸に入れたばかりでなく、総体として、例えば二万八千二百円の俸給額の計算に對して、勤務地手当、超過勤務手当、或いはその他の本俸額のいろいろな操作によつてこれが調整され、二万八千二百円の本俸計算に對して、最後に調整の決定した俸給額といふのは三万九千円と、一万八百円、本俸の計算が多くなつて、

が、その間の差が不足分が出て参ります。これがために実質的な計算をいたしまして、手取りが等しくなるとことを大体の目途としていたしまして、特別調整額という形において調整をして頂いて、一般職の中央官庁の課長、局長、或いはプロック官庁の課長、局長、というふうなものと、私どものほうで考えております、対応いたします。それから入れないことにいたしております。

それから、ちよつと先ほどお述べになりましたが、寒冷地手当、石炭手当は、本俸の計算の中には、前回の改正の際から入れないことにいたしております。

○千葉信君 それは、いろいろこの問題については、その支給割合の率の計算と、それは詳しく申上げると時間も随分長くかかるようになりますが、たゞここで一応の計算をして見ますと、加算された金額は、例えばさつきの例を取りましても、勤務地手当で二割五分、金額にして七千五十円、超過勤務手当の分として一二%、四千二百六十円、これが調整されて三万九千円となりすることになつておるんです。例えれば、金額にして七千五十円、超過勤務手当の分として一二%、四千二百六十円、これが調整され、今度はその率だけについて、特別調整額を支給するのは、これは本俸と勤務地手当。ところがこちらのほうは、その分は本俸に入つて計算をされて行く、今度はその率だけについて、特別調整額を支給するのは、これは本俸と勤務地手当。ところが合つてもその分については、完全に違うということは、計算上出て来るのですかどうですか。

ねに対しましては、さようなことは当然考えなければならない問題と思うでございます。でありますから、私も大蔵省のほうと相談をいたしまして、特別調整額を定めます際には、一般職の国家公務員について、人事院できめておられます率をそのまま採用しておるものばかりではないのでござります。一般職の国家公務員につきましては、人事院の定めております特別調整額の率をそのまま採用いたしておりますのは、保安庁職員の中でも、一般職の職員俸給表と同じものを適用しておりますところの、技術研究所の所長でありますとか、或いは中央建設部、地方建設部の部長というものでございます。その他のお尋ねがございましたら、超過勤務手当を本俸の中に加算しておりまする職員につきましての特別調整額をきめまする際には、実質的に均等であるということを目標にいたしまして、その差額分だけをきめておるのでございます。例えて申しますると、長官官房及び各局に勤めておりまする局課長は、百分の七になつております。形式的に申しますると、超過勤務が百分の十三入つておりますから、それと七を合せますと、百分の二十であります。一般職の百分の二十五に足りないのであります。併しこれには基礎計算の中に超過勤務がすでに入っておりますので、それに対しても又倍率がかかることになつておりますので、百分の七で端数を合せた。制服の職員の中には、そのほかに更に勤務地手当も五というふうにきめまして、実質的に

各省庁の相当の職員と均衡を取ることにいたしたのであります。

○千葉信君 その計算の中から出ることは、ここでは局長は百分の七に決定して、そうして精密な計算をして二割五分という只今の御答弁でしたが、二割五分というのは一般職では誰が当つておりますか。

○政府委員(加藤陽三君) 私が承知しておりますのは、中央官庁の事務次官、局長、課長も二十五というように聞いております。

○千葉信君 今のはわかりましたが、これが仮に入つておるということになつて、それが率が仮に合つておるとしたら、それは一体どうして今度の法律案提案に当つて、これを本俸計算の中に統合する方法をとると同じような方法を、この際の給与法改正の際にどうとしたのか。

○政府委員(加藤陽三君) これは私どもとしましては、只今の保安庁職員の給与の計算方法の根本に触れる問題でございまして、研究をしなければならないことは多々あるのでございますけれども、今回はそういう点には觸れませんで、非常に作業も忙しくありますたし、従来の通りでやつておりますて、別段私のほうの立場から言わしてもらいますと、支障もございませんので、今までのやり方を踏襲いたしまして、改正の俸給をきめたということになつております。

○千葉信君 今の問題に関連して、もう一つ問題になることは、期末手当の問題があるのでですが、期末手当の場合にも本俸額の計算がこういう改正についておるというために、可成り条件としては有利になつて来ておる条件があ

—

千円、五分づいた、一級地分を入れたという田中さんの答弁は全然この内容とは違うじやありませんか。この点はどういう計算になつておるか。私の計算では全然数字の辻褄も合わないし、算盤勘定では勿論、一千万円くらいの予算の計上では辻褄は合わない。これはどうです。

○政府委員(田中不破三君) たひく
繰込んで申上げます通りでございまし
て、私ども計算過程におきまして、無

給地を一級地といたして、いるその財源も織り込んで本俸に繰り入れるという形をとつておりますて、これは千葉委員が非常に御不審になるようございまが、差し上げました表を御覧下さいましてもおわかりになるとと思うです。この点どうも私もそういう御質問を、さきか解しかねるので、そち

ことになるのかも知れませんが、大体において別に食い違いは現われていなしように私は思うのです。たま／＼それを受けじめをつけるために、衆議院におかれでは、只今のように別の法的措置を一応とられた、こういうようなことはない、かと私は思うのです。吉子

○千葉信君 答弁なつちやいないよ。
よろしかろうと思うのであります。

先ず第一番の点については、はつきり速記録を残して、こういう提案理由の説明通りはやらなかつんだ。……これ

はこういうことなんです。一体今度の
給与改訂のときに、無給地に対しても

「一級地分を計上して全部付けることにして、そうしてこれを本俸に繰入れたというのならば、一体その予算額は幾らか、その点が数字がお答え頂けなかつたんです。そのお答え頂けない状態と、それから実際上政府の原案を見ま

すと、そういうやり方をしていないと

いうことが数字の上から明らかになるので、そこで、この提案理由の説明は、これは衆議院の人事委員会等のは

うから政府に對して申合せか、決議に基く地域船の無給地引上げについての申入れがあつたので、それで對する弁

解、そういう立場からこの提案理由の
こういう書き方をしたんだろう、実際
止はそつとうやけ方をしなかつたのだ

うと、おおむねは、たしかに、たのむ
うと言つて聞いたところが、はい、
きようでござります。という答弁を自
分は前にもうつておるんです、二の委

員会で、田中さんの今の答弁は、それをやつた、やつたと御答弁されておる、これは、どうも本當でござる。この答

おれはとくちが不當です。この答弁をされた方はこの席上にいるんですね。先ずこの点から。

○政府委員(田中不破三君) 私の考え
は今も變つておりません。従いまし
て、改めて先ほど申上げました答弁以

上に出るわけのものでもございません。

いうやり方を今度はしたという答弁になつたわけですから、一応そのつもりで御質問申上げます。一体このやり方

をするためにどれだけ予算を計上されたのですか。提案理由の説明の第二なんです。このやり方をするためにどれ

だけ予算を計上されたのですか。
○政府委員(田中不破三君) 私の記憶
で間違いなければおよそ二億だつたと

えます。

一日の予算ということになります
と、これは、はつきり二月を二十八日
と計算しても九十日です。一千万円を

○政府委員(田中不破三君) 私の只今会場の数字は国家公務員についてでござります。先ほど申上げましたのは地方公務員も含めております。

○千葉信君 そうすると、地方公務員の分と国家公務員の分とはどういうふうな計算になりますか。

○政府委員(田中不破三君) 残念でございますが、そういうような詳しい数字が丁度手許に持合せてございませんので、只今の数字も私のおよその記憶を辿つての即答でございまして、残念ながらもつと詳しい数字というものは、手許に資料がございませんが、若し御必要でございましたら後刻調べましてお答えいたします。

○委員長(村尾重雄君) 速記をとめとて。

〔速記中止〕

まして、数字を言わないで私が抽象的
に申上げたものでございます。意味しま
すところは、この二に書いてござ
ますところの言葉で申上げまして一千
五千四百八十円、この最後のいわゆる
ベースを合わせるという点に重点を置
きまして、その内容たる原資におきま
して、原資を食つて、無給地を一級地を
に上げる部分をその原資からやつた、
そういう意味の表現を申上げましたた
で、或いはその点がそういうふうにお
聞きとりになつたかと思いますが、こ
の点は數字的に申上げますれば、大藏省
が昨日提出いたしました資料の通り、
そういうつもりでございます。或いは
その点で誤解を招いておりましたなら
ば、この席上で答弁を訂正いたすこと
りでござります。

ですが、どうしてあなたはそういうふうとおつしやるのですか。数字の根柢を承ります。

○政府委員(田中不破三君) 先ほど話題に上りました無給地に一級地手当をつけ、そしてその他扶養家族の手当であります、これなども考慮まして、そして勤務地手当から一律五分づつ本俸に繰入れる。

〔委員長退席、理事宮田重文君代
員長席に着く〕

そしてそれ／＼の号俸の表を作りまして、その作りました結果が実際の実態に応じた実人員の給与額というもので算定して、それが一万五千四百八十四ペースにはば合うように、こういう計算過程を辿りました。その間にはしば御希望の中だるみの是正とともに加味いたしまして、従いまして、号俸に現われましたものは、それらのいろいろの条件を一応定まりました絆の中で操作しておりますので、号俸の各欄につきましては、いろいろと今一度増給いたします地域は変つておる次第であります。

○千葉信君 今度の政府のやつた給与改訂の方法は、予算上どういう計算をしたとかしないとか言つても、地域給の問題に関する処理の点については、衆参両院の申合せをやつた事項と食い違つということは、これは明らかであります。で、修正案の提案者にお尋ねしたことは、十二月三十一日だけはこの限りでは私ども了承できますけれども、当時すでに予算案もはつきりまとつておる。国会は審議中でありましたが、政府のほうから提案されておりまます。それから政府のほうから改訂に関する法律案も提出されておる。その上

に立つて若しも国会の申合せ通りにやるということになれば、当然これはその分の予算を計上するなり、何らかの措置をとるということを裏付けとしなければならなかつたはずですが、提案者ははどうでは一体その点に対してもういう努力を続けられ、若しくはどういう結論においてこの修正案を提案されたのか。その点お伺いしたい。

○衆議院議員(永田亮一君) 私どもは、

衆参両院で決議した決議を尊重して実行しようと思つたのであります。

期的にもいろいろ審議が遅くなりまし

て、結局私どもが目的としておつたこ

とは、無給地の一級地への引上げとい

うことと、それから本俸に繰入れると

いうことが紛らわしいのはよくないか

ら、この点をはつきり区別するとい

ふが、それが我々の最も重大な目的であると

考えまして、僅か一日であります

が、その見地から提案をいたした次第

であります。

○千葉信君 そうしますと、今の提案

者の御説明によりますと、できるだけ

両院の申合せに副うように努力したけ

れども、時期的に間に合わなかつた

ので、極めてたつた一日ということは

遺憾であるけれども、このようない提案

に至つたと、こうう御説明ですか。

○衆議院議員(永田亮一君) さようで

ござります。

○千葉信君 極めて遺憾であつたとい

う意味は、無給地を一級地に引上げる

という措置が若しも遺憾でないために

は、その分の予算が計上されて、そう

してそれが本俸に入れられる。そつす

と実際上、衆参両院の申合せ通りの

方法がこの段階圧縮という条件に対し

ては適合していたのだが、遺憾ながら

も、それは政府の考え方としましていろ

ます。あなたも今お聞きのように、提案者

自身が極めて遺憾の措置であった

と言つてはいる。いいですか。提案者も

はつきり今、極めて遺憾な措置であつ

たと言われたように、提案者のほうで

は時期的に間に合わなかつたので、国

会の申合せによるやり方をするために

は、当然予算措置が裏付となつて伴わ

なければならぬのだが、その点が如

何ともできないというために、たつた

一日の引上げに終つた。提案者もはつ

きり政府案の内容を知つておるので

す。知つておればこそ、極めて遺憾だ

つたということをはつきりおつしやつ

ておられます。明らかにこの点でも田

中さんとの食い違いがあります。如何

ですか、田中さん。

○政府委員(田中不破三君) 政府の考

えておりまることと、或いはときに

国会の議員のかたとの意見と申します

が、意思が違うことも、これは又止む

を得ないのであります。政府といた

しましては、只今の日本の財政状態等

を考えましたときに、給与法の改正と

いたしましては、只今政府として提案

いたしましたような法案が適切である

と考えまして出したのでござります。

それに対しまして、国会におきました

時休憩いたします。

午後六時四十八分休憩

午後七時四十四分開会

○委員長(村尾重雄君) 休憩前に引続

き会議を開きます。

一般職の職員の給与に関する法律の

一部を改正する法律案(閣法第一号)外

三法案を議題に供します。四案につい

て討論を行います。御意見のおありの

ことは、これ又国会の独自の方針で

かたはそれ／＼賛否を明らかにしてお

ぎりますから当然でござりますし、

政府案が仮に食違いましたとしまして

おきますから、それは政府の考え方としまして是

すが、それは政府の考え方としまして

すが、それは政府の考え方としま

我々には見えるのであります。こうしてこの組織労働者の攻勢によつて給与は一応上りましよう。乏しい財源をかき集めて一時の弥縫はできましようが、それはあたかも「たこ」が自分の足を食うようなものである。足を食い尽しのときには私は死んだときだと思う。日本を滅亡に導くものである。いつかはこの悪循環を断ち切つてインフレ抑制の大方策がとられなくてはならない。真に公務員その他一般の生活を安定せしめようとするならば、一時の弥縫姑息な手段によつて給与を上げることではない。むしろ低物価政策による減税政策によるあらゆる面の対策が講ぜられなければならないと思いますが、改進党が自立経済五カ年計画を立てまして組替要求をいたしましたその骨子は今申上げません。御承知の通りあります。改進党の計算によりますといふと、消費米価の上昇、三割の税はね返りその他の条件を考慮してあります。改進党は上昇いたしません。若し我々の言うがごとく行われまするならば、消費米価は買つて食う農家は五割以上を算しておるのであります。その全国民の大多数が日常とらねばならない消費米価を抑制して据置きとし、更にはね返りの三割の税を除き、又一月以降の二万円以下の所得を免ずる等の措置を講じまするというと、却つて実質賃金の増額になるという計算になるのであります。名目上の賃金が幾ら上昇しても、一方にインフレによるところの物価が底なしに高騰いたしまするというと、その生活に脅かされる者がひとり公務員のみでないことは只今申上げました

通りであります。而も国家公務員法が保障しておりますところの退職公務員の五十万人、又昨年、国の名譽を奉じて戦いについたあの元軍人の恩給をあらゆる面から抑制して、三百五十万の既得権を持つ人々を抑えて百九十六万人にし、而もそれをば一萬円以下の八千七百円ベースで以て仮定俸とした恩給計算を以て与えておるもののが百九十六万人あるのであります。こういう人は全く今度は捨てて顧みられないのですあります。私は、乏しきを憂えず等しからざるを憂うる貧乏なる日本の経済であるならば私は等しく貢えすべきものであると思う。さような意味におきましても、小乗的な姑息な一時の弥縫ではなく、國の財政建直しの一つの踏切りを私はこの際に持ちたいという希望を以て、私どもの党では、誠に遺憾です。恐らく公務員諸君に対しては非常な憤激を買うものかと思ひますけれども、いかは断ち切らなければならぬものであるならば、という見地から、あえてここにこの給与ベース改訂に対する法案に反対せざるを得ないのであります。かような意味におきまして私どもは本案に反対いたすものでござります。

○千葉信君 私は一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案はか三案に対して反対の意見を表明します。先ず反対する本法の特に一般職職員の給与法等に関する内容の点につきましては、人事院の勧告が、本年三月を基準として、三月現在における一万三千五百八十七円を基準とし、これに一三・九%の引上げ率を以ておおむね一万五千四百八十円にすべしといふ勧告であるのに對して、今日まで遅延に遅延を重ね、而もこの間に三月から十月までの消費者価格に至りましたことは、一二%の上昇を示しております。更に又地域給の問題に至ります。これは、衆参両院の人事委員会において

案を余儀なくされたために、給与準則に対し十分検討する時間もなければ、又これを検討する内閣総理府の審議室における陣容の不備を理由とし、又近く計画されている、行われようとしておるところの行政機構の改革等に連関して、準則の制定が何かその機構百円ベースで以て仮定俸とした恩給を算出するものであります。実際上は九・三%、本来、人事院勧告通りの計算を行つておるが、その引上げられる金額にてつては人事院の勧告とは似てもつかない低額なものであります。実際上は九・三%、本来、人事院勧告通りの引上げを行うことになります。そこで少くともその後における七百五十分の昇級昇格に関する規定に基いて、自然の増加率を計算いたしますると、一万六千百六十円に引上げられることと、少くともその後における七百五十分の昇級昇格分は完全にこの際ればならないのであります。内閣審議室の陣容整備等の問題については、しれぞれを送つたという態度は、許すべきではありません。恐らく公務員諸君に対しては非常に憤慨を買つものかと思ひますけれども、いつかは断ち切らなければならぬものであるならば、という見地から、あえてここにこの給与ベース改訂に対する法案に反対せざるを得ないのであります。かような意味におきまして私どもは本案に反対いたすものでござります。

明らかなところであります。然るに今回政府は、前提条件として行政機構の改革或いは首切りを条件としながら、案を余儀なくされたために、給与準則に対する十分検討する時間もなければ、又これを検討する内閣総理府の審議室における陣容の不備を理由とし、又近く計画されている、行われようとしておるところの行政機構の改革等に連関して、準則の制定が何かその機構百円ベースで以て仮定俸とした恩給を算出するものであります。実際上は九・三%、本来、人事院勧告通りの引上げを行うことになります。そこで少くともその後における七百五十分の昇級昇格に関する規定に基いて、自然の増加率を計算いたしますると、一万六千百六十円に引上げられることと、少くともその後における七百五十分の昇級昇格分は完全にこの際ればならないのであります。内閣審議室の陣容整備等の問題については、しれぞれを送つたという態度は、許すべきではありません。恐らく公務員諸君に対しては非常に憤慨を買つものかと思ひますけれども、いつかは断ち切らなければならぬものであるならば、という見地から、あえてここにこの給与ベース改訂に対する法案に反対せざるを得ないのであります。かような意味におきまして私どもは本案に反対いたすものでござります。

明らかなところであります。然るに今回政府は、前提条件として行政機構の改革或いは首切りを条件としながら、案を余儀なくされたために、給与準則に対する十分検討する時間もなければ、又これを検討する内閣総理府の審議室における陣容の不備を理由とし、又近く計画されている、行われようとしておるところの行政機構の改革等に連関して、準則の制定が何かその機構百円ベースで以て仮定俸とした恩給を算出するものであります。実際上は九・三%、本来、人事院勧告通りの引上げを行うことになります。そこで少くともその後における七百五十分の昇級昇格に関する規定に基いて、自然の増加率を計算いたしますると、一万六千百六十円に引上げられることと、少くともその後における七百五十分の昇級昇格分は完全にこの際ればならないのであります。内閣審議室の陣容整備等の問題については、しれぞれを送つたという態度は、許すべきではありません。恐らく公務員諸君に対しては非常に憤慨を買つものかと思ひますけれども、いつかは断ち切らなければならぬものであるならば、という見地から、あえてここにこの給与ベース改訂に対する法案に反対せざるを得ないのであります。かような意味におきまして私どもは本案に反対いたすものでござります。

明らかなところであります。然るに今回政府は、前提条件として行政機構の改革或いは首切りを条件としながら、案を余儀なくされたために、給与準則に対する十分検討する時間もなければ、又これを検討する内閣総理府の審議室における陣容の不備を理由とし、又近く計画されている、行われようとしておるところの行政機構の改革等に連関して、準則の制定が何かその機構百円ベースで以て仮定俸とした恩給を算出するものであります。実際上は九・三%、本来、人事院勧告通りの引上げを行うことになります。そこで少くともその後における七百五十分の昇級昇格に関する規定に基いて、自然の増加率を計算いたしますると、一万六千百六十円に引上げられることと、少くともその後における七百五十分の昇級昇格分は完全にこの際ればならないのであります。内閣審議室の陣容整備等の問題については、しれぞれを送つたという態度は、許すべきではありません。恐らく公務員諸君に対しては非常に憤慨を買つものかと思ひますけれども、いつかは断ち切らなければならぬものであるならば、という見地から、あえてここにこの給与ベース改訂に対する法案に反対せざるを得ないのであります。かような意味におきまして私どもは本案に反対いたすものでござります。

明らかなところであります。然るに今回政府は、前提条件として行政機構の改革或いは首切りを条件としながら、案を余儀なくされたために、給与準則に対する十分検討する時間もなければ、又これを検討する内閣総理府の審議室における陣容の不備を理由とし、又近く計画されている、行われようとしておるところの行政機構の改革等に連関して、準則の制定が何かその機構百円ベースで以て仮定俸とした恩給を算出するものであります。実際上は九・三%、本来、人事院勧告通りの引上げを行うことになります。そこで少くともその後における七百五十分の昇級昇格に関する規定に基いて、自然の増加率を計算いたしますると、一万六千百六十円に引上げられることと、少くともその後における七百五十分の昇級昇格分は完全にこの際ればならないのであります。内閣審議室の陣容整備等の問題については、しれぞれを送つたという態度は、許すべきではありません。恐らく公務員諸君に対しては非常に憤慨を買つものかと思ひますけれども、いつかは断ち切らなければならぬものであるならば、という見地から、あえてここにこの給与ベース改訂に対する法案に反対せざるを得ないのであります。かような意味におきまして私どもは本案に反対いたすものでござります。

ドルの輸出入のバランスは、成るほど輸入は十九億ドルで、当初はそんなに大きな赤字を見込んでおらなかつたようありますが、この輸入に対応して、十一億ドルの輸出、それから三億五千万ドルの朝鮮の特需、それから四億三千万ドルの国内の特需分等を以て輸出入を見合おうとしたのであります。が、その後におけるイギリスの關稅政策等の關係から、日本の商品がボイコットされ、而も高い原材料を高い運賃をかけて持つて來て居るという条件の中から、ペトル法の制圧下にあるという条件の中から、国内の物価が著しく高くなつて居る、國際價格が割高になると、いう条件があるのに、これに對して輸出を振興するために、そうして又朝鮮の特需に代る分として、飽くまで輸出を増大しなければならないといふ考え方方に立つて、根本的な原材料の高いということを無視して、飽くまでも、今度も再び企業合理化、労働者に対する首切りと低賃金を以てダンピングの根本方策とせんとしているのであります。而も八月二十五日、吉田・ノーランド会談等の結果として、若しその要求に応じなければ、M.S.A.の援助に関する武器の域外買付という条件を、これを日本に対しても完全にびた一文発注しない、という条件に脅かされて、再軍備三十五万の急増案に屈服して、そうしてその後における自由党内閣の政策は、この話合いの上に立て篭進しておることは今日周知の事実であります。而もその際に、明確にアメリカの国内における武器の生産よりも良質で而も廉価なものでなければならぬ。この条件に順應するための低

賃金政策、そうして企業の合理化が、輸出の振興問題とからんで、この誤認化した、無情至極な賃金の切替法案となつて現われておる点に、我々は車輪の外で対をせざるを得ないところであります。以下三法案については討論を省略します。

○岡三郎君 私は同じ党派の千葉委員から反対の討論がありましたので、でき得る限り簡単に反対の討論をしたいと思います。

先ず第一に、この給与の改正案は、いろいろと難点がありますが、私が一番端的に指摘したいのは、先ほど松原委員が言われたことにあると思うのですが、それは政府はいつでも公務員の給与を上げるときに、國民から見るとよいと、大きな饅頭らしく見せて、する員が言われたことにあると思うのです。それは政府はいつでも公務員の給与を上げるときに、國民から見るとよいと、大きな饅頭らしく見せて、するのではなくて、中の人んこを取つて出すと、こういうやり方をして来たと思うのです。それですから公務員はいつも狐のように、中の人んこを取つております。そこで心得でも腹が減つております。そこで心得違いの者は汚職敗賄ということをして、それがしばらく国会並びに新聞種になつておることは御承知の通りだと思います。私も、日本が戦さに負けまして、國家財政が貧乏しておることをよく知つております。併し政治をと下に公務員を酷使しておる現状において、正当なる勤労に対しの代価として、眞面目に働きば妻、子供を何とか与えることが、政治の私は底であるうと思うのであります。そういう意味において、今回人事院が勧告した数字は過大なものではなく、我々から見れ

ば国家財政を勘案して極くつまし
勧告をしたと信するものであります。
そういうわけで、我々は、物価の値上
げによつてインフレーションになり
給与の改訂が名目にならぬこととな
常に憂うるものであります。このこと
点、政府が物価を引下げるということ
になるならば、公務員は給与の改訂を
望むものではないと信するのであります。
併し遺憾ながら現在までの施策を
見ますといふと、物価の上昇と賃金の
上昇とは、いたちごつこではなくして
私から明確に言えども、インフレの要因
は必ず物価の上昇から始まつてゐるよ
うなことがあります。終戦後の状況を
つぶさに見れば、公務員は物価の上昇
に追いまくられて、食うものも食えな
いで、漸く微々たる改善をして来たの
が実態であります。そういう点で、私
は公務員の給与ベースの改訂がインフレ
の要因になるという論拠には真向か
り反対せざるを得ないのであります。
勿論それによつて、はね返り等がある
としても、公務員の現在までの賃金値
上げといふものは、生活ができなくな
る、悪いことをしてからでは遅いとい
うので、人事院が正なる調査に基いて
勧告しているものと飽くまで信する
のであります。そういう意味で、不満
足なものであるけれども現在の国家財
政の状態を勘案して、せめて人事院勧
告を願うのは、あに私のみならず、心
ある公務員並びに国民の願いだらうと
信ずるのであります。

と、私は、一番むずかしい問題は、やはり日本の再軍備の問題との関連でもうと信ずるのであります。それは、国会の答弁において、先般、木村保安庁長官は、保安隊員一名増加に経費が内輪で約百万かかると言つておりますが、大蔵政務次官は当委員会において百三十万を要するということを言つておられます。つまり一人百三十万と仮定するならば、これを十万、二十万と殖やすような計画が仮に将来あつたとするならば、この財源をどういうふうにして探すか。結局他の経費を切りつめて、これに備える以外に私はないと思います。そういう意味で、政府は保安隊の増強に伴う経費の累増という点から、この借財を公務員に転嫁して、いわゆる財源がないといふことを言つておるのであります。このような状態は貧乏人がシェバードを銅つていて、いわゆる姿であります。シェバードが肥えても家の中に住んでいる人間が瘦せ衰ろては、個人の生活というものが成り立たないことは、はつきりわかっていることであります。従つて私は、現在の貧乏なる日本の財政の下においても人事院勧告を実施する財源は少くともあるということを信ずるが故に、この法案に絶対に承服できることはありません。それからマッカーサーが基本的な労働権を取上げて、人事院といふものを作り、これによつて公務員の最低生活を保障すると言つたことは、我々は忘れる事ができないのであります。そういうふうな観点から私は、人事院の勧告といつものが、現実に公務員の唯一の砦であるといふことを信じ、正常なる労働慣行を生ぜしめ、なお無用な摩擦から國家を安定さ

せる意味においても、私は人事院勧告通り、
というものを明確に驅けりなく、実
施せられたいと、こういうふうな念願
を持つておるのであります。そのよう
な観点を総合してみますと、どうと、ど
うしても今回の給与法案に対しても反
対せざるを得ない。日本の国家財政が
貧乏であり、インフレーションが來
る、これらの要因は公務員の賃金改訂
ではなくして、政府の政策である、そ
のように断じて私はこの法案に対し
反対すると共に、他の法案に対する反
対意見を省略いたしまして討論を終り
ます。

務員の給与改訂の一萬五千四百八十九円
ペースは、二十九年一月一日現在において九三%の引上げであると言われて
おりますが、仲裁裁定と同じよう、昨
年十一月一日に引直して計算をいたし
ますと一・五%となつて、仲裁裁定とは全く均衡のとれたものであると言え
るのでございます。然るに人事院の勧告
一萬五千四百八十円の中には、地域
給の整理に要する経費は全然計上はさ
れていたかたのでござります。又仲
裁裁定も、地域給の整理及び中だるみ
の是正等には何ら触れていなかつたの
でござりますが、政府は人事院の勧告
通りに一万五千四百八十円をそのまま
実施すると言つておりますが、勧告後
のCPS及び民間給与の値上がり等も加
算をしておらないのみならず、その粹
内で地域給の一階階整理をも行うこと
としたものでございます。政府は一萬
五千四百八十円ペースを実施すること
によりまして、実質的に九・三%
の給与改訂をしたと称しております
が、一万五千四百八十円の枠の中で
の一律引上率は、大蔵省の資料により
ますれば四・四%で、一人当たり平均六
百二十九円に過ぎないのでございま
す。仲裁裁定の引上率の一・四%に対
し公務員は四・四%で我慢をしろとい
うことは、如何に財政上の都合とはい
いながら、公務員としては甚だ納得い
たしかねるところであると考えるので
ございます。従来、給与改訂につきま
しては、政府の一貫したコスト主義が
あつたにもかかわらず、今回に限つて
何らの根拠もなく、当てがい扶持の給

与を公務員に押付けたような政府の態度は、甚だ遺憾と私は考へるのでござります。

地域給制度の改訂につきましては、国会内外の強い要望もありまして、衆参両院の人事委員会におきましては同調査を行なつて、成るべく速かに地域給の合理的改訂を行わんとしていた矢先に、政府は独断を以て今回の給与改訂に便乗して地域給の一段階切捨にてを行わんとしたことは、国会の意図を全く無視したものであり、地域給の改訂をうやむやのうちに葬り去らんとしているよう見えますことは甚だ遺憾であるのであります。去る十月十五日に、衆参両院の人事委員会の合同打合会におきましては、地域給については、級地間の不均衡を速かに是正すること、地域給は三段階に縮減することを申合せておりますが、なお参議院の人事委員会は、同日更に、地域給はベース改訂と切離して行うこととを決議していることは、政府は十分に承知しているはずであるのでござります。地域給の整理はこの際は見送ることが望ましいのであると考えるのでございますが、地域給の整理には多額の経費を必要とする次第でありますから、財政上からいへば、改訂と切離して実行することは頗る困難な事情も多分にあるところから、その辺の事情を考慮して本改訂案を以て一応我慢するより仕方がないのじやないかと考へるのでございまして、職員即ち現在無給地在勤の者は比較的恩典にあずかりまして、一人世帯の九・四%の引上げから五人世帯の一・九%まで引上げとなるのに反しまして、現在一級地在勤の者は、二人世帯

の三・四%から五人世帯の九・九%の引上げという不均衡な現象が現われ、下級職員は標準生計費さえもだれもえぬような眞れのある者が出てこないたのでござります。俸給表の中などは是正はされましたが、なお更に人事院は再検討を行いましたして給与の一層公平を期せられることを要望する次第でござります。

仲裁裁定が、地域給整理、中だるみの是正とは関係なく、一四%の一律引上げしたのに対し、国家公務員の一連引上げは九・三%のうち僅かに四割七分に過ぎないのでござりますが、公労法適用者と国家公務員との間ににおける今回のベースアップの考え方方が著るい相違があつた結果によるものでございます。国家公務員は、中だるみを正のために一人当り五百五十七円、無給地の一級地引上げのために百三十九円を必要とするということになつておりますが、これは今後公労法適用者及び民間企業の賃上げ運動の口実となることであると考えるのでござります。

今回の給与改訂に当りまして、地域給整理の名目の下に、全国における無給地約七千町村、五十万人の俸給を一律に五%引上げたことは、今後の民間企業の賃上げ運動に対し紛糾の種をまくものと考えられるのでござります。

今回の給与改訂は、政府のやり方は必ずしも妥当でなかつたのでござりますが、せめてこの程度で承認をしなければならなくなつたことは、甚だ遺憾であります。政府は速かに地域給の制度を含めた給与体系の抜本的対策を樹立実行して、将来に禍根を残さぬように措

置すべきであるのでござります。政策は、給与改訂に当りましては最大限考慮を払つて、これ以上はもうないしは振れない、という一点張りの説明をしていい、そして給与は据置く、それが上り、家計費も膨脹し、而も政府物価引下げの対策としては何ら考慮していない、そして給与は据置く、といふのは振れない、ということでは、公務員は納得ができないのでござります。人事院の勧告の実施を困難ならしめました直接の原因は、本年の水害及び被害によりまして不測の財政支出が多くなつたからによるものであります。人事院の復旧費、冷害対策費、米の減収による基く供出代金、凶作の加算による財政上の支出は、第一次補正予算によつて数億円に上つたのでござります。このために、不測の支出増加のために人事院勧告通りの給与改訂を望むことはできなくなつたのでござりますが、それでもまだといつて、公務員のみが要請の要求に対しても過度の犠牲を負わねばならない、といふ理窟はないと考えるのでござります。政府はできるだけ努力いたといつておりますが、これ以上絶対に不可能だともいっておりますが、公務員の給与が、無論、国の財政と無関係に引上げられるということはできませんが、財政上これ以上はできないからやむを得ん、併し財政がないからだ切り捨てたという一点張りでは、政府は余りにも無為無策というのほかないでございます。

りますが、給与準則案は人事院多年の研究成果に待つものでありまして、本制度の実施によりまして真に給与体系の合理化を期することができます。従来の官吏恩給制度につきましては、人事院は、国家公務員法第百八十七条、第八百八条及び二十三条の規定による責務と権限に基いて、多年の研究によりてこのほど公務員退職年金制度を国会及び政府に勧告をしておるのでござります。これら給与の根本対策を速かに実施することが、給与ベース改訂について政府のるべき義務と考えるのでございます。私はこの機会において政府に次の措置をとられることを強く要望するものでございます。

第一には、今回の給与改訂の結果、公務員の給与は、勤務地手当の級地及び職務と級との間に著しい不均衡を來す可能性が認められておりますから、政府はあらかじめ昭和二十九年度の予算編成に際しては、給与費の調整額を増加計上する等、適宜の措置を講じて、給与の公平を図り、給与原資を確保するよう努むべきであります。

第二、政府及び人事院は、勤務地手当については、先に衆參両院人事委員会の行なつた申合せの趣旨を徹底させるように、各級地間の不均衡の是正と段階の圧縮について合理的に改訂を行なうべきであります。

第三には、政府は、国家公務員の給与体系の合理化と恩給の根本基準確立のために、人事院が先に早急に実施するように勧告された給与準則と退職年金制度について至急検討を遂げて、勧告を尊重して速やかに法制化するよう努むべきであります。

昭和二十八年十二月二十四日印刷

昭和二十八年十二月二十五日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局